

議案第 17 号

岩倉市下水道条例の一部改正について

岩倉市下水道条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 8 年 2 月 27 日提出

岩倉市長 久保田桂朗

岩倉市下水道条例の一部を改正する条例

岩倉市下水道条例（平成6年岩倉市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「10円」を「1円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の岩倉市下水道条例の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続している公共下水道の使用で施行日の前日を含むものに係る使用料の徴収については、なお従前の例による。